

委員会提出議案第1号

桑名市議会委員会条例の一部改正について

標記の議案を別紙のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和4年3月23日 提出

提出者 議会改革推進特別委員会委員長 渡 邊 清 司

桑名市議会委員会条例の一部を改正する規則

桑名市議会委員会条例（平成16年桑名市条例第198）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。

(1) 災害の発生、感染症のまん延防止措置等、やむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合

(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合

2 委員長は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定したときは、委員等に通知する。

3 前項の通知を受け、委員会を開会する場所に参集せず、オンライン会議システムで委員会に出席しようとする委員等は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、第1項第1号の規定に該当するとして、委員長がオンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定した場合は、前項の通知で、あらかじめ許可することができる。

4 前項により委員長の許可を得てオンライン会議システムで委員会に出席した委員は、この条例の規定による出席委員とみなす。

第20条に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した委員会は、秘密会とすることができない。

第22条第2項中「離席」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出又はオンライン会議システム上で当該委員の状態を認識できない状況となることをいう。）」を加える。

第23条第2項中「退場」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。）」を加える。

第27条第3項中「退席」の次に「（オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

(改正のあらまし)

災害の発生、感染症のまん延防止措置等のほか、育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への委員等の参集が困難な場合においても、オンライン会議システムを活用することにより、委員会を開会することができるよう、所要の改正を行うものであります。

関係条文対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(第20条) (秘密会) 第20条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。 _____ _____</p> <p>(第22条) (議事妨害及び離席の禁止) 第22条 (略) 2 委員は、会議中みだりに離席 _____</p>	<p><u>(開会方法の特例)</u> <u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステム（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した委員会を開くことができる。</u> <u>(1) 災害の発生、感染症のまん延防止措置等、やむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員その他の会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合</u> <u>(2) 育児、介護等のやむを得ない事由により、委員会を開会する場所への参集が困難な委員等からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合</u> <u>2 委員長は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定したときは、委員等に通知する。</u> <u>3 前項の通知を受け、委員会を開会する場所に参集せず、オンライン会議システムで委員会に出席しようとする委員等は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。ただし、第1項第1号の規定に該当するとして、委員長がオンライン会議システムを活用した委員会を開くことを決定した場合は、前項の通知で、あらかじめ許可することができる。</u> <u>4 前項により委員長の許可を得てオンライン会議システムで委員会に出席した委員は、この条例の規定による出席委員とみなす。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>ただし、オンライン会議システムを活用した委員会は、秘密会とすることができない。</u></p> <p style="text-align: right;">(オンライン会</p>

<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____してはならない。</p> <p>(第23条) (秩序保持に関する措置)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終るまで発言を禁止し、又は退場_____</p> <p>_____させることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(第27条) (公述人の発言)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席_____</p> <p>_____させることができる。</p>	<p><u>議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出又はオンライン会議システム上で当該委員の状態を認識できない状況となることをいう。</u></p> <p>○</p> <p><u>(オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。)</u></p> <p><u>(オンライン会議システムで委員会に出席している場合は、オンライン会議システムからの退出をいう。)</u></p>
--	---